

平泉町
屋外広告物条例

みんなでつくる 美しいまち平泉

屋外広告物は、
商品やサービスに関する情報を伝えるだけでなく、
建物などの位置を知らせる目印となるなど、
人々や社会へのメッセージをもっています。
その多くは、民間の経済活動によるものですが、
多くの人々の目を引き付けることから、共有の財産である
景観への配慮は不可欠といえます。
よって、平泉町では、
平和思想をベースとして形成された歴史遺産群と、
それらを守るように長い年月をかけて育まれた
周辺に広がる景観を「守り、つくり、育てる」ために、
景観条例とともに
屋外広告物条例を施行しております。

世界文化財保護つて光る平泉めざす町
平泉町・平泉町世界遺産推進協議会

期 間

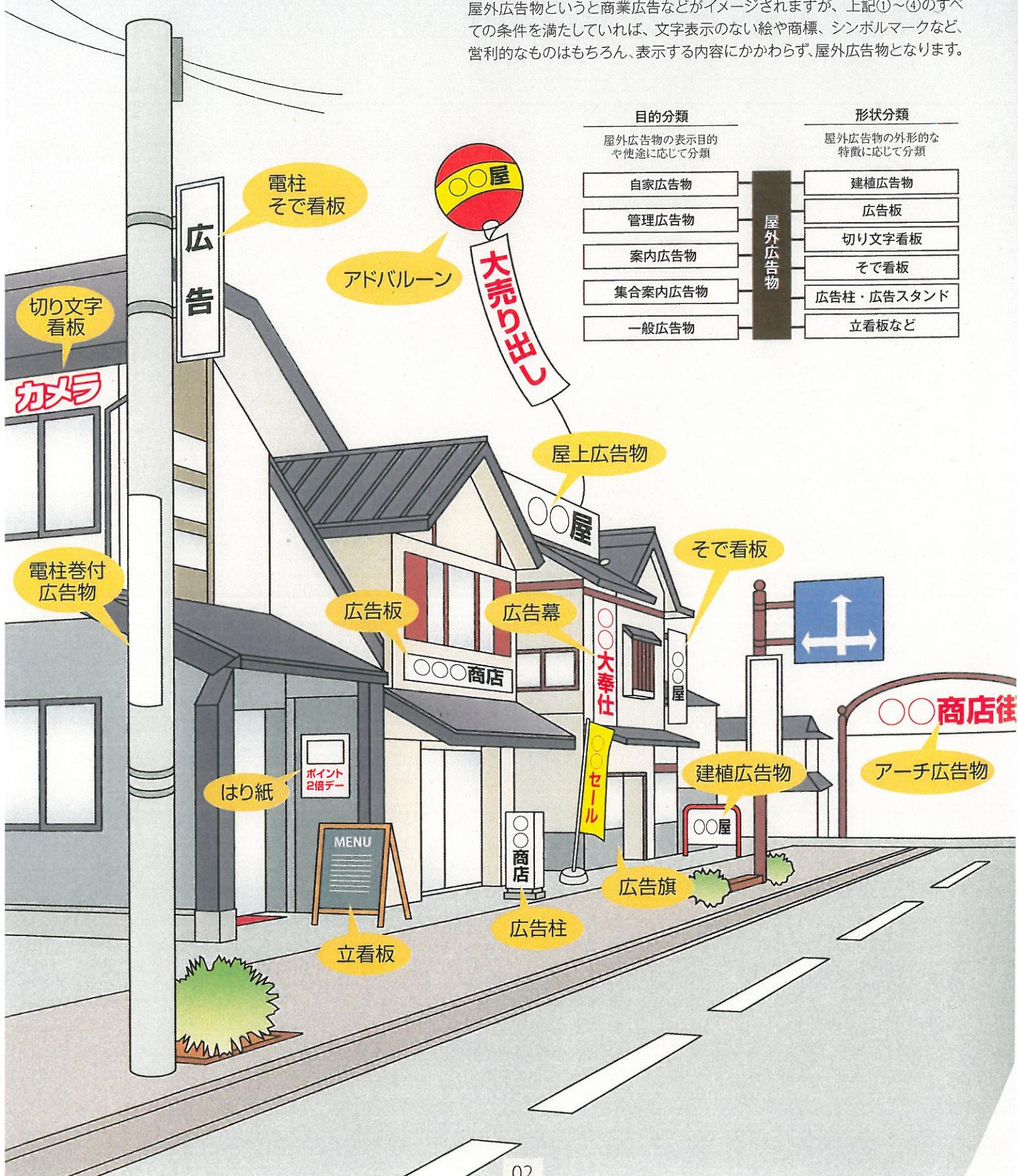
十 月



屋外広告物とは

屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものであって、④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。(屋外広告物法第2条第1項)

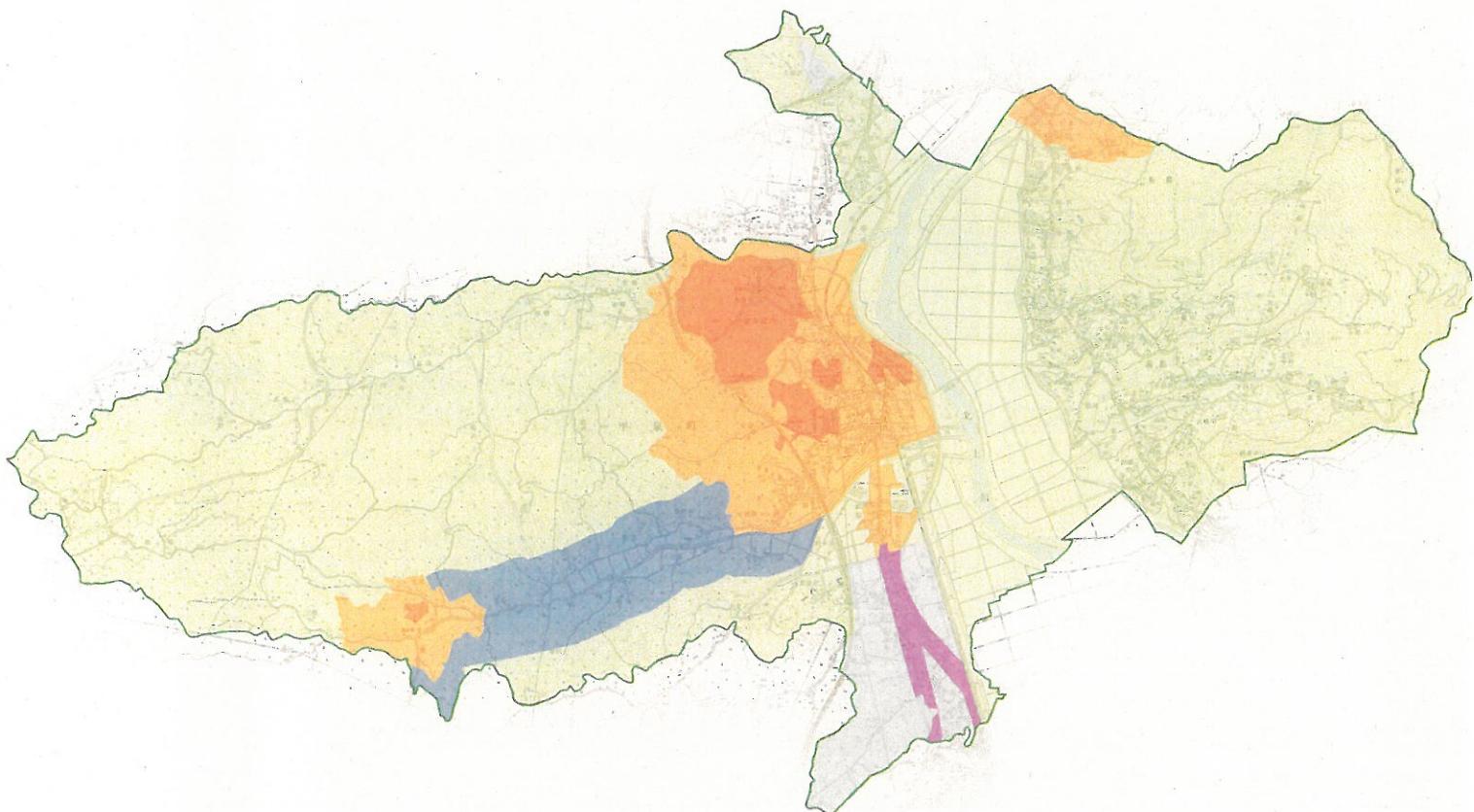
屋外広告物というと商業広告などがイメージされますが、上記①～④のすべての条件を満たしていれば、文字表示のない絵や商標、シンボルマークなど、営利的なものはもちろん、表示する内容にかかわらず、屋外広告物となります。



町内の全ての地域が許可地域です。

規制内容は、各地区（図中で色分けされた区分）によって異なります。

まずは、屋外広告物を設置しようとしている場所が、
どの地区に属しているかを確認しましょう。



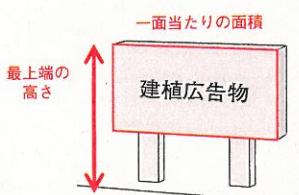
凡　例

地区名		景観像
歴史景観地区	史跡・名勝に近接する地区	屋外広告物は素朴な素材遣いや本物の「和」の形態意匠を基本とし、町を巡る人が安らげる、落ち着いた趣ある景観
風土景観沿道地区	平泉厳美渓線の沿道500m	屋外広告物は素朴な素材遣いを基本とし、周囲の農村・里山等が主役となる景観
風土景観地区	農村を中心とした地区	屋外広告物は素朴な素材遣いを基本とし、周囲の農村・山林等が主役となる景観
一般景観沿道地区	国道4号と旧国道の沿道100m	屋外広告物はシンプルで上品な形態意匠を基本とし、平泉の玄関口として通行者に煩雜な印象を与えない景観
一般景観地区	商工業的用途として利用されている地区	屋外広告物は前面道路の通行者が分かる程度に抑え、主張しそうない控えめな景観
史跡・名勝		

工作物系

建植廣告物

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地に建植されるもの（柱状及び塔状のものを含む。）をいう。



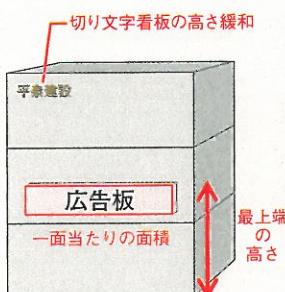
項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
最上端の高さ※1	5m	5m	6m	9m	6m
一面あたりの面積	4m ²	6m ²	6m ²	20m ²	8m ²

※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。

工作物系

廣告板

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、建物その他の工作物等（電柱、街路灯柱等を除く。以下この項において同じ。）に添加されるもので、はり札以外のものをいう。また、壁面に直接塗装されるものをいう。



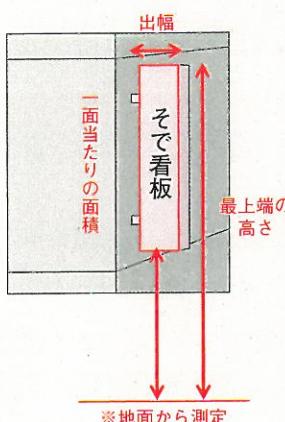
項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
最上端の高さ※1	5m	5m	6m	9m	6m
一面あたりの面積	4m ²	6m ²	6m ²	20m ²	8m ²

※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。

項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
最上端の高さ					建物の高さ
表示部の外郭面積	3.5m ²	5m ²	5m ²	10m ²	6m ²

切り文字看板

形状がほぼ文字の形状と同じである広告板をいう。



項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
最上端の高さ※1	5m	6m	6m	9m	6m
最下端の高さ(歩道上)				2.5m	
最下端の高さ(車道上)				4.5m	
最下端の高さ(民地内)				制限無し	
一面あたりの面積	4m ²	6m ²	6m ²	15m ²	8m ²
出幅	1m	1m	1m	1.5m	1.5m

※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。

※行灯、提灯もそで看板に含める。

工作物系

屋上廣告物

建築物の屋上面より上に表示されるものをいう。（板状、柱状及び塔状のものを含む。壁面に直接塗装されるものを含む。）

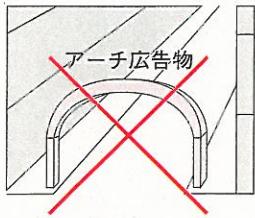


項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
				禁 止	

工作物系

アーチ広告物

金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、道路を横断して設置されるものをいう。

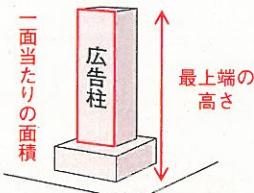


項目	歴史景観地区	風土景觀沿道地区	風土景觀地区	一般景觀沿道地区	一般景觀地区
				禁止	

非工作物系

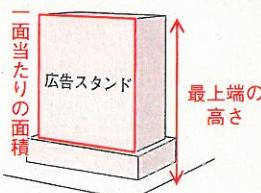
広告柱・広告スタンド

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地又は建物その他の工作物等に固定されない構造であるものをいう。



項目	歴史景観地区	風土景觀沿道地区	風土景觀地区	一般景觀沿道地区	一般景觀地区
最上端の高さ ^{※1}				2m	
一面あたりの面積				1.5m ²	

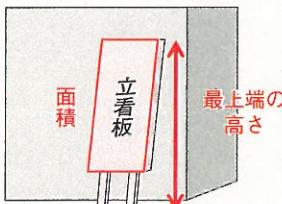
※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。



非工作物系

立看板

建物その他の工作物等に立てかけられるもの及びこれに類するものをいう。



項目	歴史景観地区	風土景觀沿道地区	風土景觀地区	一般景觀沿道地区	一般景觀地区
最上端の高さ ^{※1}				2m	
一面あたりの面積				2m ²	

※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。

非工作物系

広告幕・のれん・バナー

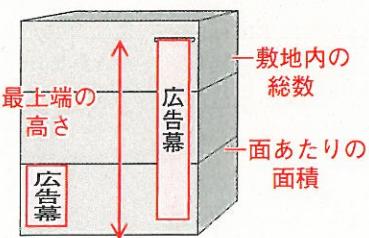
布、網等で作製されたものであつて、幕、のれん、バナーその他これらに類する形態のものをいう。

項目	歴史景観地区	風土景觀沿道地区	風土景觀地区	一般景觀沿道地区	一般景觀地区
一敷地内の総数				2点	
最上端の高さ ^{※1}	5m	5m	6m	9m	6m
一面あたりの面積	2m ²	3m ²	3m ²	5m ²	4m ²

※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。

イベント広告幕・バナー

イベント等の目的で短期間（最大7日間・年間最大100日間）掲出する広告幕・バナーをいう。



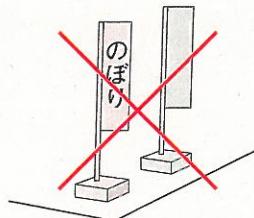
非工作物系

のぼり・広告旗

布、綱等で作製されたものであって、のぼり、旗その他これらに類する形態のものをいう。

イベントのぼり・広告旗

イベント等の目的で短期間（最大7日間・年間最大100日間）掲出するのぼり・広告旗をいう。

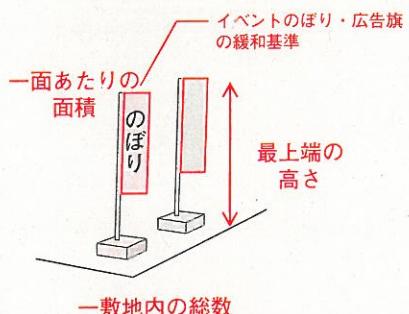


項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
原則的に禁止（ただし、特例措置の対象とする）					

項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
一敷地内の総数	8	8	8	15	8
最上端の高さ ^{※1}	2m				
一面あたりの面積	2m ²				

※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。

※掲示期間は7日まで可能。年間100日まで掲示可能。許可は不要。届出のみ必要。



非工作物系

はり紙

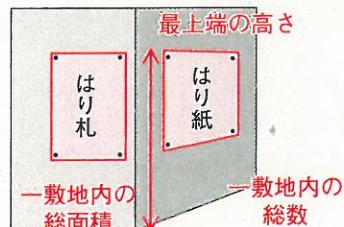
紙、布、ビニール等を使用して作製されたものであって、建物その他の工作物等にはりつけられるものをいう。

項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
一敷地内の総数	5	5	5	7	6
一敷地内の総面積	1.5m ²	1.5m ²	1.5m ²	2m ²	2m ²
最上端の高さ ^{※1}	3m				

※1：最上端の高さは軒の高さを超えないこと。

はり札

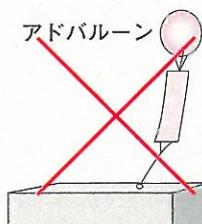
木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、建物その他の工作物等に添加されるもの（面積が0.2m²以下のものに限る。）をいう。（板に紙を貼ったものや、板に直接塗装したものも含む。）



非工作物系

アドバルーン

気球を利用して表示するものをいう。



項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
禁 止					

電柱系

電柱巻付広告物

金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街路灯柱等に巻き付けられるものをいう。



項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
原則的に禁止 (ただし、特例措置の対象とする)					

電柱系

電柱そで看板

木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、電柱、街路灯柱等に取り付けられる突出状のものをいう。



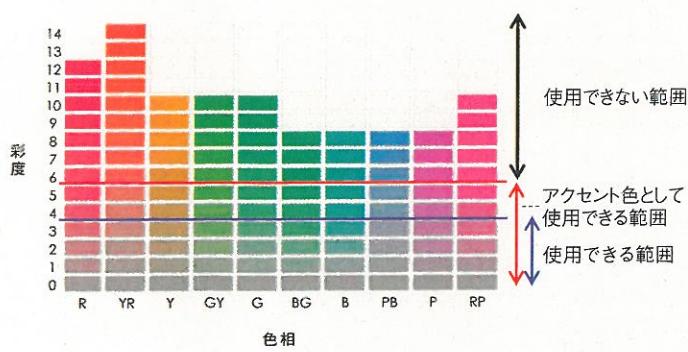
項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
禁 止					

総量

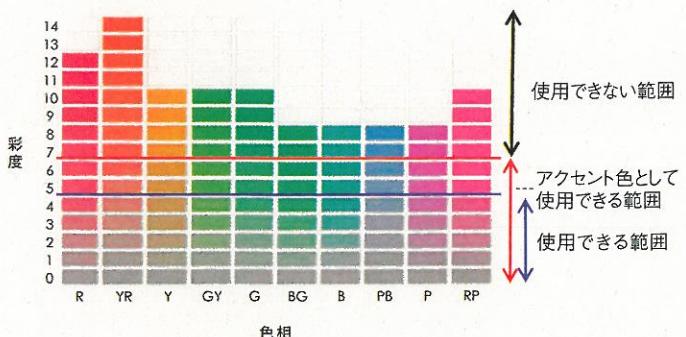
種類	項目	歴史景観地区	風土景観沿道地区	風土景観地区	一般景観沿道地区	一般景観地区
自家広告物総量	一敷地内の総数	3	3	3	4	3
	一敷地内の総面積(A)	10m ²	15m ²	15m ²	50m ²	20m ²
案内広告物総量	一敷地内の総面積	3m ²	4m ²	4m ²	15m ²	6m ²

■歴史景観地区、風土景観沿道地区、風土景観地区における色彩の基準（明度6の場合の例）

■一般景観沿道地区、一般景観地区における色彩の基準（明度6の場合の例）



※印刷物のため実際の色とは多少異なります。



※印刷物のため実際の色とは多少異なります。

■許可を得るための手続き

屋外広告物を設置するには、平泉町に許可申請が必要です。

許可申請の審査など、手続きをスムーズに行うために、まずは事前相談をおススメします！

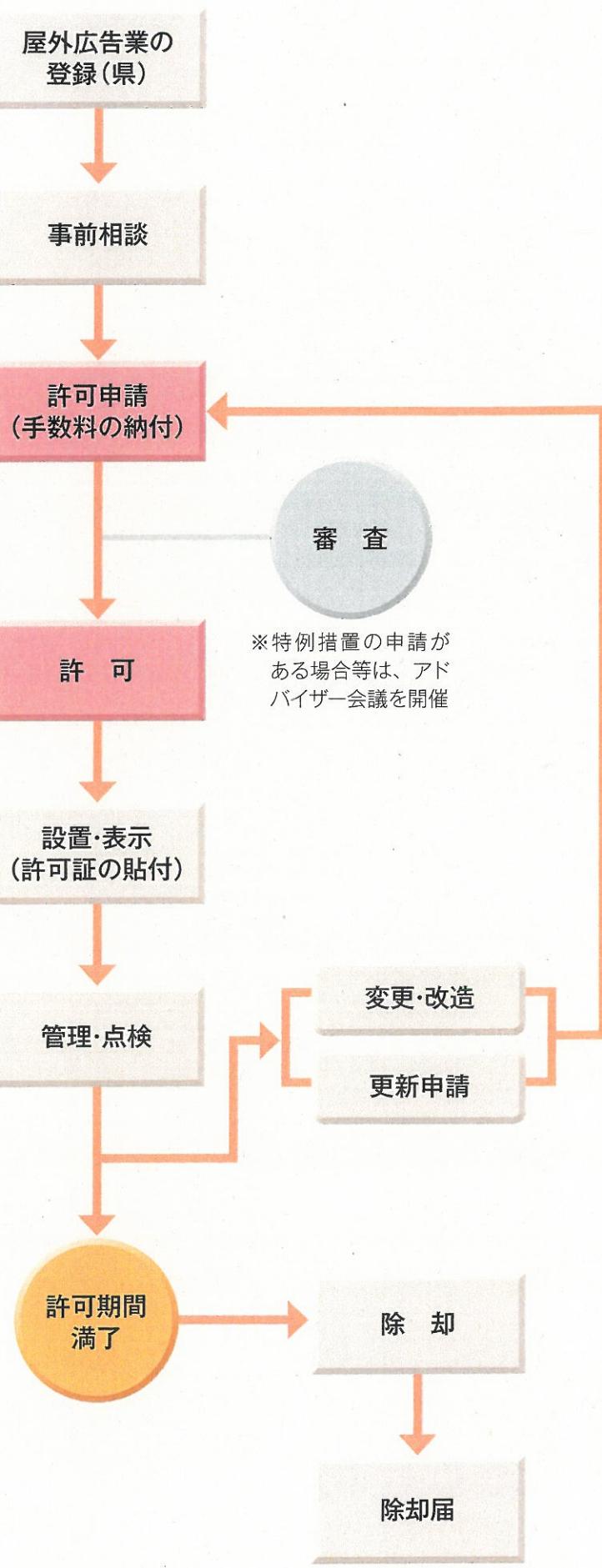
■手数料について

区分	単位	手数料
はり紙	50枚までごとに	300円
はり札	1枚につき	100円
立看板	1枚につき	350円
広告柱及び広告スタンド	1個につき	750円
電柱巻付広告物	1個につき	450円
広告幕、のれん及びバナー	1枚につき	500円
建植広告物、広告板、切り文字看板、そして看板その他これらに準ずる広告物	表示面積が1m ² までのもの	1枚又は1個につき 550円
	表示面積が1m ² を超える3m ² までのもの	1枚又は1個につき 1,050円
	表示面積が3m ² を超える6m ² までのもの	1枚又は1個につき 1,650円
	表示面積が6m ² を超える10m ² までのもの	1枚又は1個につき 2,150円
	表示面積が10m ² を超えるもの	1枚又は1個につき 2,150円に10m ² を超えた5m ² ごとに700円を加算した額

備考1 ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光又は照明の装置のある広告物又は広告物を掲出する物件に係る手数料の額は、この表により算定した額に当該額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 表示面積は、表示されるすべての広告面の合計面積とする。

3 変更又は改造の許可に係る手数料の額は、変更後又は改造後の広告物又は広告物を掲出する物件について、この表により算定した額とする。



- 命令違反
- 違反広告物
- 虚偽の報告など

50万円または
30万円以下の
罰金